

案

令和元年大阪市告示第95号（建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準）の一部を次のように改正する。

令和8年 月 日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(駐車施設の需要が低い建築物)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第2項</u>の駐車施設の需要が低いと市長が認めた建築物は次の表の左欄に掲げるものとし、<u>同項</u>の市長が定める割合は同表の右欄に掲げるものとする。</p> <p>[表 別紙2 挿入]</p> <p>(駐車施設を要しない建築物)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、<u>条例第3条第4項</u>の市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めたものとする。</p> <p>[(1)～(6) 略]</p> <p>(特殊な装置を用いた駐車施設等の基準)</p> <p>第4条 次の各号のいずれにも該当するものは、<u>条例第13条第2項</u>の特殊な装置</p>	<p>(駐車施設の需要が低い建築物)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第3項</u>の駐車施設の需要が低いと市長が認めた建築物は次の表の左欄に掲げるものとし、<u>同条同項</u>の市長が定める割合は同表の右欄に掲げるものとする。</p> <p>[表 別紙1 挿入]</p> <p>(駐車施設を要しない建築物)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、<u>条例第3条第6項</u>の市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めたものとする。</p> <p>[(1)～(6) 同左]</p> <p>(特殊な装置を用いた駐車施設等の基準)</p> <p>第4条 次の各号のいずれにも該当するものは、<u>条例第8条第2項</u>の特殊な装置</p>

<p>を用いることにより自動車が無効かつ安全に駐車することができることと市長が認めた駐車施設等とする。</p> <p>[ (1) ~ (4) 略 ]</p> <p>(敷地外駐車施設等特例基準)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>条例第16条第1項</u>の特によむを得ない場合とする。</p> <p>[ (1) ~ (3) 略 ]</p> <p>(4) 建築物の構造上又は事業計画上駐車施設等を附置することができないものについて、<u>条例第3条から第5条まで、第8条又は第9条の規定により駐車施設等を附置すべき者が、当該建築物の敷地からおおむね350メートル以内で所有する土地に所有する建築物である駐車場(当該敷地からおおむね350メートル以内の場所にある駐車場のうち、建築主が正当な権原に基づき使用することができ、当該建築物である駐車場に相当すると計画調整局長が認めるものを含む。)</u>に駐車施設等を設置する場合</p> <p>(共同駐車場指定基準)</p> <p>第7条 <u>条例第16条第2項</u>の共同駐車場(以下「共同駐車場」という。)の指定</p>	<p>を用いることにより自動車が無効かつ安全に駐車することができることと市長が認めた駐車施設等とする。</p> <p>[ (1) ~ (4) 同左 ]</p> <p>(敷地外駐車施設等特例基準)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>条例第9条第1項</u>の特によむを得ない場合とする。</p> <p>[ (1) ~ (3) 同左 ]</p> <p>(4) 建築物の構造上又は事業計画上駐車施設等を附置することができないものについて、<u>条例第3条から第6条までの規定により駐車施設等を附置すべき者が、当該建築物の敷地からおおむね350メートル以内で所有する土地に所有する建築物である駐車場に駐車施設等を設置する場合</u></p> <p>(共同駐車場指定基準)</p> <p>第7条 <u>条例第9条第2項</u>の共同駐車場(以下「共同駐車場」という。)の指定</p>
--	---

<p>を受けるためには、当該駐車場における        駐車施設等が、次の各号のいずれにも該        当するものでなければならない。</p> <p>[ (1) ・ (2) 略 ]</p> <p>(3) 条例第13条の規定に適合すること</p> <p>[ (4) 略 ]</p> <p>(共同駐車場特例基準)</p> <p>第8条 次の各号のいずれにも該当する        場合は、条例第16条第2項の規定により        共同駐車場に駐車施設等を設置するこ        とで、建築物又はその建築物の敷地内に        駐車施設等を附置しないことができる。</p> <p>[ (1) 略 ]</p> <p>(2) 当該建築物の敷地からおおむね  <u>500メートル以内</u>の共同駐車場に駐        車施設等を設置すること</p> <p>[ (3) 略 ]</p> <p>(各種様式)</p> <p>第9条 規則第2条第1項及び第2項、第  <u>7条</u>、<u>第8条第2項</u>及び<u>第4項</u>、<u>第9条</u>  <u>第1項</u>及び<u>第2項</u>並びに<u>第10条</u>に規定        する所定の様式は、第1号様式から<u>第9</u>  <u>号様式</u>までとする。</p> <p>第1号様式 (規則第2条第1項関係)</p> <p>[様式 別紙4 挿入]</p> <p><u>第3号様式</u> (規則第7条関係)</p> <p>[様式 別紙5 挿入]</p>	<p>を受けるためには、当該駐車場における        駐車施設等が、次の各号のいずれにも該        当するものでなければならない。</p> <p>[ (1) ・ (2) 同左 ]</p> <p>(3) 条例第8条の規定に適合すること</p> <p>[ (4) 同左 ]</p> <p>(共同駐車場特例基準)</p> <p>第8条 次の各号のいずれにも該当する        場合は、条例第9条第2項の規定により        共同駐車場に駐車施設等を設置するこ        とで、建築物又はその建築物の敷地内に        駐車施設等を附置しないことができる。</p> <p>[ (1) 同左 ]</p> <p>(2) 当該建築物の敷地からおおむね  <u>350メートル以内</u>の共同駐車場に駐        車施設等を設置すること</p> <p>[ (3) 同左 ]</p> <p>(各種様式)</p> <p>第9条 規則第2条第1項及び第2項、<u>第</u>  <u>7条第2項</u>及び<u>第4項</u>、<u>第8条第1項</u>及        び<u>第2項</u>並びに<u>第9条</u>に規定する所定        の様式は、第1号様式から<u>第8号様式</u>と        する。</p> <p>第1号様式 (規則第2条第1項関係)</p> <p>[様式 別紙3 挿入]</p> <p>[新設]</p>
---	---

<p><u>第4号様式</u>（規則第8条第2項関係）</p> <p>[様式 別紙7 挿入]</p> <p><u>第5号様式</u>（規則第8条第2項関係）</p> <p>[様式 略]</p> <p><u>第6号様式</u>（規則第8条第4項関係）</p> <p>[様式 別紙9 挿入]</p> <p><u>第7号様式</u>（規則第9条第1項関係）</p> <p>[様式 別紙11 挿入]</p> <p><u>第8号様式</u>（規則第9条第2項関係）</p> <p>[様式 別紙13 挿入]</p> <p><u>第9号様式</u>（規則第10条関係）</p> <p>[様式 別紙15 挿入]</p>	<p><u>第3号様式</u>（規則第7条第2項関係）</p> <p>[様式 別紙6 挿入]</p> <p><u>第4号様式</u>（規則第7条第2項関係）</p> <p>[様式 同左]</p> <p><u>第5号様式</u>（規則第7条第4項関係）</p> <p>[様式 別紙8 挿入]</p> <p><u>第6号様式</u>（規則第8条第1項関係）</p> <p>[様式 別紙10 挿入]</p> <p><u>第7号様式</u>（規則第8条第2項関係）</p> <p>[様式 別紙12 挿入]</p> <p><u>第8号様式</u>（規則第9条関係）</p> <p>[様式 別紙14 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

[第2条の表 別紙1]

鉄道駅まで地下通路又は上空通路等で接続することにより、駐車施設の需要を低くする措置がなされた建築物	<u>10分の8</u>
---	--------------

[第2条の表 別紙2]

鉄道駅まで地下通路、上空通路又は歩行者専用道路等で接続することにより、駐車施設の需要を低くする措置がなされた建築物	<u>10分の7</u>
---	--------------

# 附置義務緩和承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあっては事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条第4項の承認を受けたいので、同条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

接続する鉄道 駅等の概要	鉄道駅名称				
	位 置	区	丁目		
	備 考				
当 該 建 築 物 の 概 要	敷 地 の 位 置	区	丁目		
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域			
	延面積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		緩和前	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		緩和後	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	附置義務 台 数	緩和前	台	設 置 台 数	台
緩和後		台			
工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月		
代 理 人	住所 氏名	TEL			

# 附置義務緩和承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあつては事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

接続する鉄道 駅等の概要	鉄道駅名称				
	位 置	区	丁目		
	備 考				
当 該 建 築 物 の 概 要	敷 地 の 位 置	区	丁目		
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域			
	延面積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		緩和前	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		緩和後	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	附置義務 台 数	緩和前	台	設 置 台 数	台
緩和後		台			
工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月		
代 理 人	住所 氏名	TEL			

## 附置義務駐車施設等認定申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあっては事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第15条第1項の認定を受けたいので、同条例施行規則第7条の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容	新規 ・ 変更 (前認定番号: 第 号)		
配 置 計 画 名 称			
敷 地 の 位 置	区 丁目		
地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域		
建 築 物 の 用 途			
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>		
延 面 積 (概ね容積対象面積)	特定用途部分	非特定部分	計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
条例に基づく 附置義務台数	配置計画に基づく 整備台数	設 置 台 数	
台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	敷地内	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)
		敷地外	台 台 (自動二輪車)
低 減 台 数	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	計	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)
代 理 人	住所 氏名  TEL		
備 考			

## 共同駐車場指定申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあつては事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第2項の共同駐車場の指定を受けたいので、同条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請内容	新規・変更 (前指定番号: 第 号)			
申請分類	新築・既存			
申請理由				
駐車場名称				
位置	区	丁目		
地域・地区	駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域			
規模	台 台(自動二輪車)			
指定台数	台 台(自動二輪車)			
構造	自走式・機械式			
新築の場合	工事着手予定	年 月	工事完了予定	年 月
既存の場合	検査済証交付年月日	年 月 日	検査済証番号	第 号
代理人	住所 氏名  TEL			

## 共同駐車場指定申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあつては事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第16条第2項の共同駐車場の指定を受けたいので、同条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請内容	新規・変更 (前指定番号: 第 号)			
申請分類	新築・既存			
申請理由				
駐車場名称				
位置	区 丁目			
地域・地区	駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域			
規模	台 台(自動二輪車)			
指定台数	台 台(自動二輪車)			
構造	自走式・機械式			
新築の場合	工事着手予定	年 月	工事完了予定	年 月
既存の場合	検査済証交付年月日	年 月 日	検査済証番号	第 号
代理人	住所 氏名 TEL			

# 共同駐車場工事完了届

年 月 日

大 阪 市 長 様

(届出者) 住所

(法人にあつては事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

大阪市指令計(駐共)第 号で指定を受けた共同駐車場の工事が完了したので、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

駐 車 場 名 称			
位 置	区	丁目	
地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域		
規 模	台 台(自動二輪車)		
指 定 台 数	台 台(自動二輪車)		
構 造	自 走 式 ・ 機 械 式		
検 査 済 証 交 付 年 月 日	年 月 日	検 査 済 証 番 号	第 号
代 理 人	住所 氏名 TEL		

## 共同駐車場工事完了届

年 月 日

大 阪 市 長 様

(届出者) 住所

(法人にあつては事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

大阪市指令計(駐共)第 号で指定を受けた共同駐車場の工事が完了したので、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

駐 車 場 名 称			
位 置	区	丁目	
地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域		
規 模	台 台(自動二輪車)		
指 定 台 数	台 台(自動二輪車)		
構 造	自 走 式 ・ 機 械 式		
検 査 済 証 交 付 年 月 日	年 月 日	検 査 済 証 番 号	第 号
代 理 人	住所 氏名 TEL		

## 駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあつては事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容	新 規 ・ 変 更 (前承認番号：第 号)				
申 請 理 由					
敷地外駐車施設等の概要	駐 車 場 名 称				
	位 置	区	丁目		
	規 模	台 (内 台) 台 (内 台：自動二輪車)			
	構 造	自走式 ・ 機械式 / 建物内 ・ 建物外			
	共同駐車場指定年月日	年 月 日	共同駐車場指定番号	第 号	
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区	丁目		
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区			
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	附 置 義 務 台 数	台 台 (自動二輪車)	設 置 台 数	台 台 (自動二輪車)	
工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月		
代 理 人	住所 氏名  TEL				

## 駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあつては事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第16条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容	新 規 ・ 変 更 (前承認番号：第 号)				
申 請 理 由					
敷地外駐車施設等の概要	駐 車 施 設 等 名 称				
	位 置	区	丁目		
	規 模	台 (内 台) 台 (内 台：自動二輪車)			
	構 造	自走式 ・ 機械式 / 建物内 ・ 建物外			
	共同駐車場指定年月日	年 月 日	共同駐車場指定番号	第 号	
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区	丁目		
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区			
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	附 置 義 務 台 数	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	設 置 台 数	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	
工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月		
代 理 人	住所 氏名  TEL				

## 駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあつては事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第3項の変更承認を受けたいので、同条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 理 由				
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区 丁目		
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	主 要 用 途	
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区		
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分 m <sup>2</sup>	非 特 定 部 分 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>
	附 置 義 務 台 数	台 台 (自動二輪車)	設 置 台 数	台 台 (自動二輪車)
	工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月
前 承 認 番 号	第 号			
代 理 人	住所 氏名 TEL			

## 駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあっては事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第16条第3項の変更承認を受けたいので、同条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 理 由				
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区 丁目		
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	主 要 用 途	
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区		
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分 m <sup>2</sup>	非 特 定 部 分 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>
	附 置 義 務 台 数	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	設 置 台 数	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)
	工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月
前 承 認 番 号	第 号			
代 理 人	住所 氏名 TEL			

大阪市指令計(駐命)第 号  
年 月 日

(宛て先)

大阪市長

## 措 置 命 令 書

1) 建築物の所在地

大阪市 区

2) 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているので同条例第13条の規定により下記のとおり命ずる。

### 記

1) 措 置.....  
.....  
.....

2) 理 由.....  
.....  
.....

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

大阪市指令計(駐命)第 号  
年 月 日

(宛て先)

大阪市長

措 置 命 令 書

1) 建築物の所在地

大阪市 区

2) 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 条の  
規定に違反しているので同条例第20条の規定により下記のとおり命ずる。

記

1) 措 置.....  
.....  
.....

2) 理 由.....  
.....  
.....

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の  
被告とすべき者、出訴期間等を記載する。